

日 本 技 術 士 会 静 岡 県 支 部
災 害 時 支 援 活 動 計 画
Support Activity Plan at Disaster (SAPD)

公益社団法人 日本技術士会

中部本部 静岡県支部

防災委員会/防災研究会

はじめに

日本技術士会はこれまで、各県支部と協業し、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震などで、被災にした自治体や一般被災者への支援活動を行ってきている。

静岡県支部は、平成22年6月の静岡市と災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」を締結し、平成27年11月には、牧之原市と災害時支援を前提に「公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定」を締結した。静岡県交通基盤部とは、平成31年3月に「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」を交わし、さらに、静岡県災害対策土業連絡会への加入が平成29年8月に正式に認められ、平成30年12月には「災害時における相談業務に関する合意書」を静岡県と交わした。今後自治体のみならず、一般被災者へ支援を求められることも想定される。

このように関係組織と正式に協定や合意書を取り交すことで日本技術士会静岡県支部の社会的な立場や認知度も高まってきている。この社会的な要請に責任をもって対処していくためには、静岡県支部の災害時支援体制に係る具体的な行動計画の充実が必要と考え、統括本部の「災害時支援活動計画」も参考にしながら、静岡県支部防災支援委員会と防災研究会で県支部の「災害時支援活動計画」を策定した。

令和元年（2019年）9月
静岡県支部長 山之上 誠

公益社団法人 日本技術士会 中部本部 静岡県支部 災害時支援活動計画
目次

はじめに

1.	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2.	災害時支援活動フロー・・・・・・・・	4
3.	防災会議設置検討基準・・・・・・・・	5
4.	防災会議設置運営方法・・・・・・・・	5
5.	防災会議設置運営規則・・・・・・・・	6～7
6.	防災支援員活動要綱・・・・・・・・	8
7.	防災支援員登録票・・・・・・・・	9～10
8.	一般支援活動 防災支援員現地活動手順・・・・・・・・	11
9.	一般支援活動 防災支援員現地活動日程及び予算作成・・・・・・・・	12
10.	一般支援活動 防災支援員現地活動手引き・・・・・・・・	13
11.	一般支援活動防災支援員活動記録用紙・・・・・・・・	14～15
12.	引用資料	
12-1.	静岡市との協定（平成22年6月29日、平成28年3月21日） 「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・	16～17
12-2.	牧之原市との協定（平成27年11月30日） 「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」 ・・・・・・・・・・・・・・・・	18～19
12-3.	静岡県との協定（平成31年3月18日） 「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・	20～21
12-4.	静岡県と静岡県災害対策士業連絡会との協定（平成30年2月25日） 「災害時における相談業務に関する合意書」 ・・・・・・・・・・・・・・・・	22～23
12-5.	防災支援員登録者リスト・・・・・・・・	24～25
12-6.	防災研究会作成資料 1（県支部ホームページに記載） 「被災者現地支援活動基礎知識 Q&A 61問」	
12-7.	防災研究会作成資料 2（県支部ホームページに記載） 「場所ごとの行動マニュアル」	
12-8.	防災研究会作成資料 3（別途小冊子） 「家族で考える防災 Q&A」	

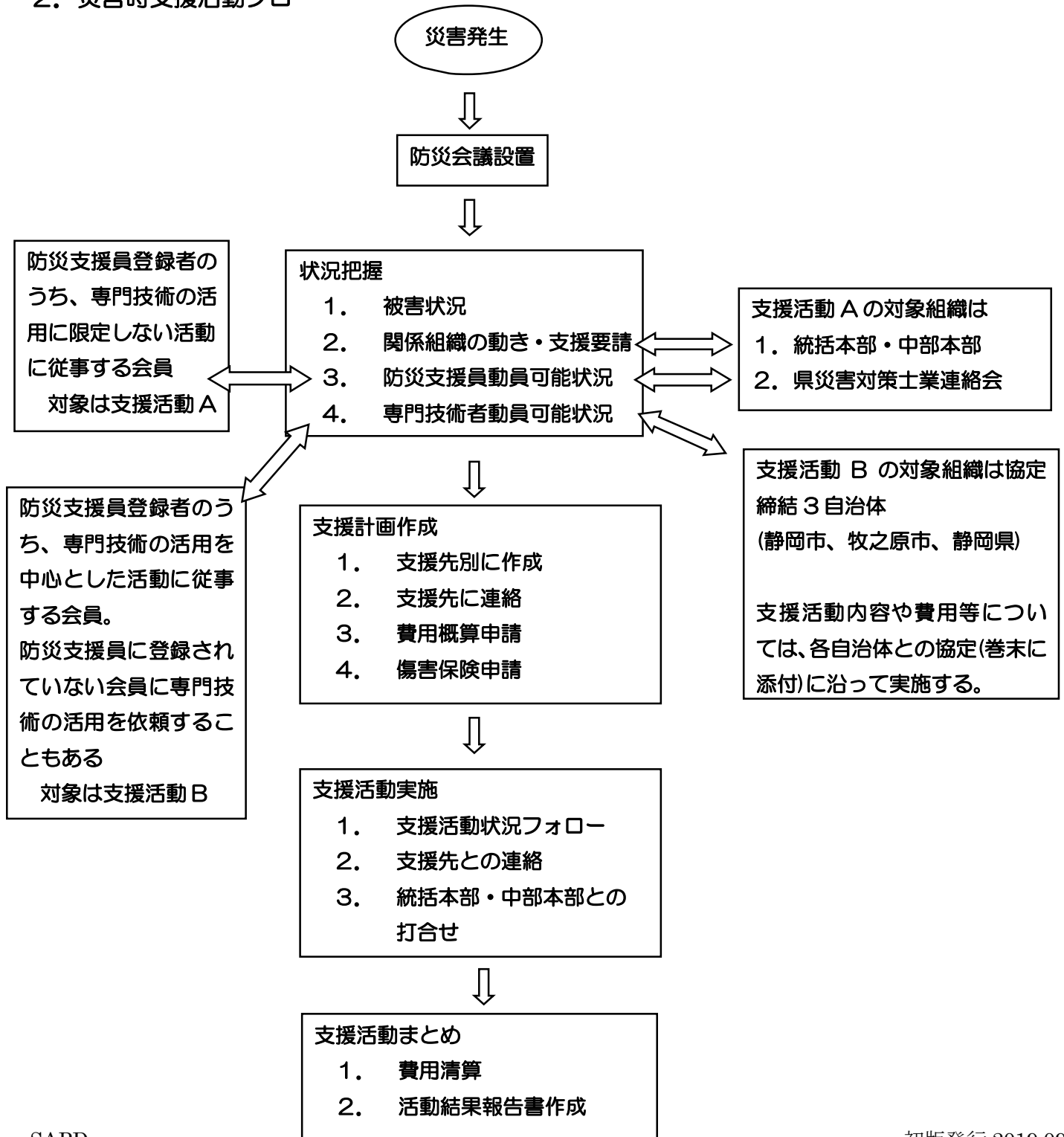
日本技術士会静岡県支部は、静岡県内はもとより近隣他県においても、災害時支援活動が必要な状況となった場合は、「静岡県支部防災会議」を設置し（以下防災会議と言う）、日本技術士会防災支援委員会、中部本部、静岡県、関係自治体及び静岡県災害対策士業連絡会等と連携し災害時支援活動を行う。これらの活動を通して社会貢献に努める。なお当支部の支援活動は2種に分けられる。

A：一般支援活動・・防災支援員(専門技術者を含む)による被災者現地支援活動

B：協定締結3自治体向け支援活動・・主として専門技術者によるアドバイス等

この活動基本計画は、社会情勢の変化や支部役員改選に合わせて見直すものとする。

2. 災害時支援活動フロー



- ① 震度6弱以上が静岡県、愛知県、岐阜県、三重県で発生した場合。
- ② 大規模な土砂災害、河川の氾濫浸水が静岡県内で発生した場合。
- ③ 日本技術士会、中部本部、静岡県、関係自治体及び静岡県災害対策士業連絡会からの要請があった場合。
- ④ その他静岡県支部長が必要と判断した場合。

4. 防災会議設置運営

- ① 防災会議の目的、所掌事項等は、別紙県支部防災会議設置・運営規則、防災会議組織図参照。

② 防災会議設置と運営の流れ

防災会議の設置検討基準の事案が発生

支部長が防災会議構成委員の安否確認をすると同時に防災会議を設置するか否かを「災害伝言板」又は「メール」「電話」等で協議する。支部長に事故あるときは副支部長、又は防災委員長が代行する。

防災会議設置と判断した場合

- ① 支部長又は副支部長又は防災委員長が防災会議構成委員に防災会議を設置することを連絡する。
- ② 防災会議設置場所は、事務局長宅とする。

防災会議の活動

- ① 防災会議構成員（2019年度は下記のとおり。年度ごとに見直す）
 山之上支部長、岩田副支部長、角入副支部長、岡井副支部長、
 柴田防災委員長、馬淵防災委員、土井防災委員、松本防災委員、
 小泉防災研究会員、吉田防災研究会長
- ② 関係組織との連絡調整。（2019年度は下記のとおり。年度ごとに見直す）
 日本技術士会統括本部　＝岩田事務局長兼副支部長、柴田防災委員長
 中部本部　　　　　＝柴田防災委員長、馬淵中部本部防災委員
 静岡県　　　　　＝岩田事務局長兼副支部長、柴田防災委員長
 静岡市　　　　　＝山之上支部長、松本防災委員
 牧之原市　　　　　＝山之上支部長、岩田事務局長兼副支部長
 県士業連絡会　＝岩田事務局長兼副支部長、柴田防災委員長
- ③ 防災支援員、専門技術者への連絡と活動内容の協議、確認。
 防災委員長は、防災支援員、専門技術者の安否確認と防災会議を設置したことの連絡及び今後の活動方針等を伝達。
 伝達手法は「災害伝言板」又は「メール」「電話」等。
 集合可能な場合は、集合場所を決め支援活動内容等を打ち合わせる。

(目的)

第1条 この規則は、静岡県支部防災会議の設置、運営に関する必要な事項を定める。

(防災会議の設置場所及び名称)

第2条 防災会議は、原則として静岡県支部の事務局に置く。

2 防災会議の名称は、「静岡県支部防災会議（災害名）」とする。

(静岡県支部防災会議設置検討基準)

第3条 静岡県支部長、副支部長、防災委員長は以下の事案が発生した場合静岡県支部防災会議を設置するか否かを協議する。

- (1) 震度6弱以上が静岡県、愛知県、岐阜県、三重県で発生した場合。
- (2) 大規模な土砂災害、河川の氾濫浸水が静岡県内で発生した場合。
- (3) 日本技術士会、中部本部、静岡県、関係自治体及び静岡県災害対策士業連絡会から要請があった場合。
- (4) その他静岡県支部長が必要と判断した場合。

(防災会議の所掌事項)

第4条 防災会議の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 当該災害に関する情報収集、分析、評価並びに提言に関すること。
- (2) 防災会議の設置に関すること。
- (3) 防災会議の指揮に関すること。
- (4) 現地への調査団派遣に関すること。
- (5) 関係する防災組織への連絡、支援協力に関すること。
- (6) 防災支援員、専門技術者への連絡、招集、運営に関すること。
- (7) 防災支援活動の費用申請等予算処置にかかわること
- (8) 支援活動に携わる会員の傷害保険に係ること
- (9) 前各号の広報に関すること。
- (10) その他関連事項。

(防災会議の議長)

第5条 防災会議の議長は、静岡県支部長が務める。

支部長に事故又は支障があった場合は、副支部長又は防災委員長が代行する。

(防災会議の構成)

第6条 防災会議は、議長、副議長及び委員にて構成する。

- 2 防災会議委員は、静岡県支部役員、防災委員その他防災会議議長から委嘱された者等で構成する。
- 3 防災会議副議長は、防災担当副支部長及び防災委員長とし、議長に事故又は支障があった場合、その職務を代行する。

(防災会議の招集)

支部長に事故又は支障があった場合は、副支部長又は防災委員長が招集する。

（防災会議の運営）

第 8 条 防災会議には、会議を円滑に運営するために、必要に応じて情報収集班、提言班、総務班、広報班、事務局等を設置することが出来る。

（活動予算）

第 9 条 防災会議は、承認された予算の範囲内で活動するものとし、予算の執行は防災会議議長が決定する。予算申請先は日本技術士会統括本部ないし/及び静岡県災害対策士業連絡会である。なお防災支援員の活動に要する経費は本人が建て替え、後日清算する。なお協定締結 3 自治体については協定に従う。但し、静岡県災害対策士業連絡会経由に基づく案件については、当会から支給する。

（防災会議の解散）

第 10 条 防災会議議長は、防災会議の役割が終了したと判断したときは、防災会議を解散しなければならない。

（防災会議の報告）

第 11 条 防災会議議長は、防災会議の活動終了後、実行した事項及び執行した費用等について速やかに支部会計及び関係組織に報告する。

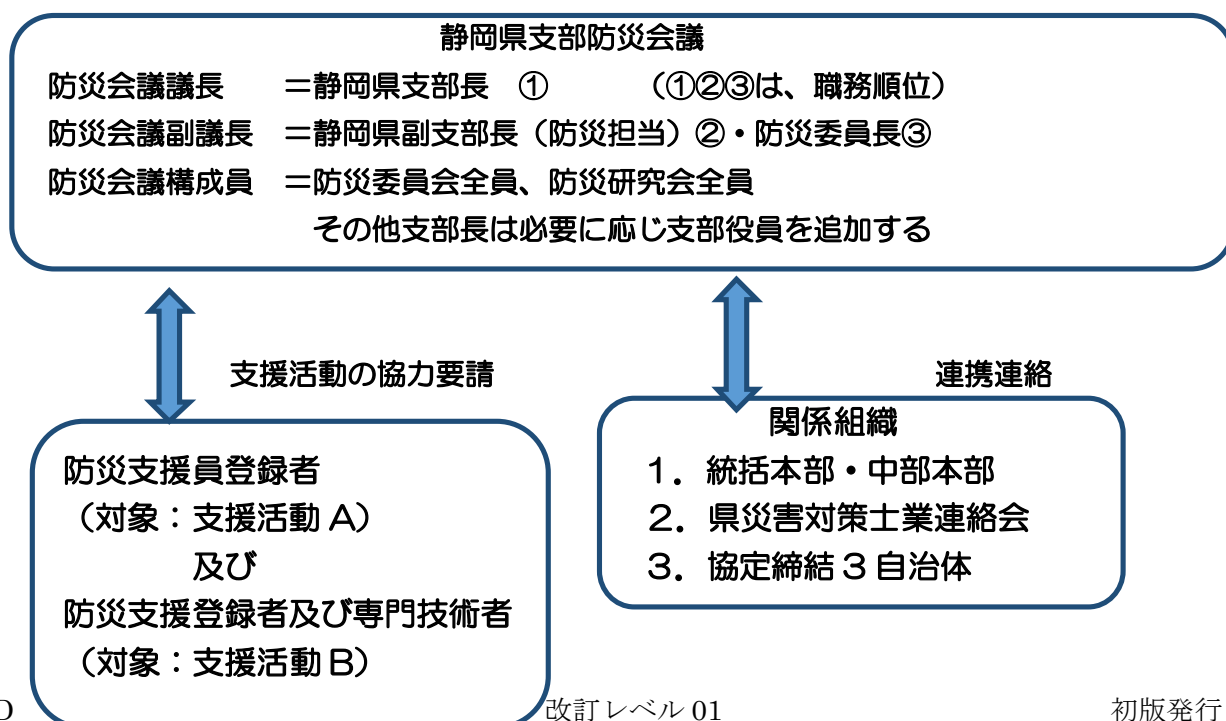
（現地派遣調査団の構成、派遣）

第 12 条 防災会議議長は、必要に応じ現地派遣調査団を編成し、被災地に派遣することができる。

附則（令和元年 9 月 1 日）

この規則は令和元年 9 月 1 日から施行する。

静岡県支部防災会議組織図



6. 防災支援員活動要綱

8/25

本要綱は静岡県支部に自然災害が発生し、防災支援員が現地支援を行う場合の要綱を定めるものである。

(対象自然災害)

1. 台風、地震・津波、集中豪雨、土砂災害など自然災害を対象とする。

(対応可否判断)

2. 静岡県支部長が防災会議を開催し、統括本部防災支援委員会委員長、中部本部社会貢献委員会防災小委員会委員長、静岡県災害対策士業連絡会、協定を結んでいる3自治体と諮って、現地支援実施有無を決定する。

(支援組織単位)

3. 支援組織単位は県支部とし、必要な場合は他県の応援を求め、また他県を支援することもある。

(支援組織指揮)

4. 支援組織は県支部長・県支部防災委員会委員長が指揮する。

(支援内容)

5. 支援内容は被災者の困りごと相談、現地ボランティア活動者の受け入れ支援などである・・・支援活動 A
また静岡県災害対策士業連絡会や協定締結3自治体の支援要請への対応も行う・・・支援活動 B

(支援員)

6. 県支部は防災支援員を募り、現地派遣する。

(支援員の事前登録)

7. 県支部は災害発生時に支援可能な支部会員のリストを事前に作成し、毎年更新し、かつ教育・訓練する。
なお支援可能な支部会員の要件（年齢、専門、住所、健康など）は下記に定める。*備考参照

(支援活動の報酬)

8. 支援活動は自主的活動であり、報酬はない。協定締結自治体については協定に従い報酬が提供される。

(支援に要する経費)

9. 支援員が現地に赴く交通費、宿泊費などは、県支部が中部本部経由統括本部、あるいは静岡県災害対策士業連絡会に事前に申請する。協定締結3自治体については、協定に従う。
他に必要な備品があれば、都度その経費を県防災委員会委員長は中部本部経由統括本部/静岡県災害対策士業連絡会/協定締結3自治体に申請する。

(補償)

10. 支援員が現地で負傷、疾病などに罹る場合に備え、防災会議は支援員を現地派遣前に保険に加入させる。
保険にかかる費用は中部本部経由統括本部/静岡県災害対策士業連絡会/協定締結3自治体に申請する。

(免責)

11. 支援員が現地支援活動の為に蒙る損害（健康、業務など）は本人負担であり、技術士会は免責される。

(期間)

12. 個々の支援員の活動期間は当人と支部長・県防災委員会委員長で決める。また全体の支援活動の期間は、被災状況、他組織との業務状況などを勘案し、県支部長・県防災委員会委員長が中部本部長、中部本部社会貢献委員会防災小委員会委員長、統括本部防災支援委員会/静岡県災害対策士業連絡会/協定締結3自治体と協議して決定する。

(報告)

13. 支援活動中および終了後、県支部長・県防災委員長は支援状況を関係組織に報告し、また費用明細を関係組織に申請する。

備考：支援員要件

年齢：原則75歳以下

技術士専門分野：すべての部門を対象とする

健康：本人申し出により判断

住所：県内住居がある支部会員ないし県支部長が認めた支部会員

日本技術士会中部本部静岡県支部防災支援員の登録

2019年9月1日

静岡県支部防災委員会

静岡県会員の皆様で、防災支援者として登録を頂ける方は、下記帳票に必要事項をご記入の上、静岡県事務局までご提出をお願い致します。

氏 名			部 門		
生年月日			性別	男	女
連絡先	自宅固定電話	()			
	自宅 F A X	()			
	携帯				
	個人E-mailアドレス				
	勤務先				
	勤務先固定電話	()			
	勤務先 F A X	()			
	勤務先E-mailアドレス				
	他の緊急時の連絡方法				
対応可能条件	休日のみ	平日も可	その他()		
	自宅からの距離	1時間以内	1～5時間以内	時間に制限は無い	
	自動車運転の可否	可	否	状況による	
	自家用車の使用	可	否	状況による	
その他 (出勤条件について 健康状態・身体機能 等について特記して おきたいことをお書 きください)					
関連資格(自動車免許を含め、災害支援・防災またはインフラ整備に関係する資格をお書きください)	資 格 名		認定機関		

防災支援員とは、災害発生時に技術士会として災害対応支援を行う際の要員のこと

＜参考資料＞統括本部災害時支援活動計画、静岡県版災害支援活動計画、被害者現地支援活動基礎知識Q&A61問、等

防災支援員は、定期的な活動方法の手順や防災支援者スキルを維持向上のための教育・訓練を受ける。

記載内容は、災害時支援員の選定の際に使用させていただきます。また、毎年更新登録を行います。

*個人情報については技術士法第45条の「秘密保持義務」及び個人情報保護法に基づき保護いたします。

(裏面に続く)

対応可能な分野・地域について

部門における 専門分野	部 門		
	部 門		
	部 門		
よろず相談員	被災者からの多様な相談への対応： 可 否		
被災した際の復 旧対策や工法に 対しての技術的 助言できる項目	ダム	橋梁	道路・道路構造物
	砂防施設	崩壊・地すべり	河川・河川構造物
	下水道施設	港湾施設	海岸・海岸構造物
	公園	土質・地質	急傾斜地崩壊防止施設
	都市復興計画	電力	施工計画・設備及び積算
	トンネル	鋼・コンクリート	宅地造成・住宅基礎地盤
	機械設備（全般）技術	船舶・海洋技術	電気・エネルギーシステム技術
	電気応用技術	情報・システム技術	電気設備技術
	無機化学技術	有機化学技術	高分子化学技術
	繊維関係技術	金属関係技術	資源・探査技術技術
対応できる項目 に○をお書きく ださい。複数可	上水・工業用水	水質関係技術	廃棄物関係技術
	畜産	農業・食品	建築物環境衛生管理
	農業土木施設	農村復興計画	植物関係技術
	森林土木	水産施設関係	水産土木
	BCP	企業経営復興	物流・サプライチェーン関係
	生物関係	環境保全	地球科学・地震・気象
	環境計測	自然環境保全	環境影響
	原子力	放射能関連	森林環境
その他（技術士と して災害発生時の支 援できる項目内容）			
支援活動が出来る 地域	全国	中部本部内	静岡県内
	県西部	県中部	県西部
	その他さらに小さな範囲	市内	町内

8. 一般支援活動手順(対象：支援活動 A. なお支援活動 B については協定に従う) 11/25

時系列的 動き	主組織/協業組織、なお○印は主担当 は協業組織						備考
	統括本部 防災支援 委員会	中部本部長 中部本部 防災委員会	県支部	防災 支援員	県災害対 策士業 連絡会	被災地 自治体	
① 災害発生							
② 被災地支援 活動実施有 無検討			○				支援活動実施の契機は4通りある 1. 自治体→県支部 2. 士業連絡会→県支部 3. 統括本部・中部本部 →県支部 4. 県支部→自治体
③ 技術士会防災 委員会設置	○		○				予算は統括本部ないし静岡県災害対策士業連絡会で処置
④ 中部本部技 術士会支援 活動決定		○	○				③で統括本部による防災会議が設置されない場合 予算は中部本部で処置
⑤ 防災支援員 への支援活 動参加募集			○				
⑥ 現地支援活動 日程表作成			○				他士業とは関連がない場合もある
⑦ 傷害保険 加入			○				自治体および社会福祉協議会と協議
⑧ 支援活動予 算申請			○				防災会議設置の場合は統括本部、ないし静岡県災害対策士業連絡会に申請
⑨ 現地支援活動			○	○			他士業とは関連がない場合もある
⑩ 中間活動報 告・活動終了 報告と検討			○				中間報告は状況に応じ提出 他士業とは関連がない場合もある
⑪ 費用支払い	○	○					防災会議設置の場合は統括本部、静岡県災害対策士業連絡会
⑫ 最終報告書 作成			○				他士業とは関連がない場合もある
⑬ 災害原因調			○				自治体からの要請ないし技

査及び対策 立案						術士会からの自主的提案。必須の活動ではない。
-------------	--	--	--	--	--	------------------------

9. 一般支援活動日程・予算作成例

12/25

(対象：支援活動 A。支援活動 B については協定に従う)

下記事例を参考に作成する。現地派遣予算申請金額 112,200 円。仔細は下記する。

日付け	防 災 支 援 員 氏 名 ◎は当日リーダー						参加人数
	防災支援員 a	防災支援員 b	防災支援員 c	防災支援員 d	防災支援員 e	防災支援員 f	
11月1日(日)	○	○	○	◎	○	○	6名
11月2日			○	◎		○	3名
11月3日		○		◎	○		3名
11月4日			○	◎	○		3名
11月5日		○		◎		○	3名
11月6日			○	◎	○	○	4名
11月7日(土)	○	○			◎	○	4名
11月8日(日)	○					◎	2名
11月9日		○	○	◎			3名
11月10日				◎	○		2名
11月11日		○	○	◎	○		4名
11月12日				◎	○	○	3名
11月13日		○	○	◎		○	4名
11月14日(土)	○				◎	○	3名
11月15日(日)	○	○			◎	○	4名
11月16日			○	◎			2名
11月17日		○		◎			2名
11月18日			○	◎	○		3名
11月19日		○		◎	○	○	4名
11月20日				◎		○	2名
11月21日(土)	○	○			◎	○	4名
11月22日(日)	○				◎	○	3名
11月23日		○	○	◎			3名
11月24日				◎	○		2名
11月25日		○	○	◎	○		4名
11月26日				◎	○	○	3名
11月27日		○	○	◎		○	4名
11月28日(土)	○				◎	○	3名
11月29日(日)	○	○			◎	○	4名
11月30日			○	◎			2名

合計参加数	9回	15回	13回	22回	20回	18回	
交通費小計	800円	500円	1000円	1500円	600円	1200円	合計
	x 9回＝	x 15回＝	x 13回＝	x 22回＝	x 20回＝	x 18回＝	112,200円
	7200円	7500円	13000円	33000円	30000円	21600円	

10. 一般支援活動 現地支援活動手引き

13/25

(対象は支援活動 A。なお支援活動 B については協定を順守し適宜対応する)

1. 出発準備

服装：活動的な服装、ただし冬はジャンパー等が必要。靴はスニーカーないし長靴（被災状況による）。帽子・ヘルメット(技術士会提供)は必須。その他杖があったほうが良い場合がある。

食事・水：昼食持参、水筒ないしペットボトル持参

荷物入れ：動きやすいようリュックサックが望ましい 雨具：傘、レインコート持参

交通手段：自家用車相乗りないし公共交通機関（状況による）

連絡手段：携帯電話ないしスマホは必須 情報入手：スマホないしラジオ

記録手段：ボールペン・鉛筆、県支部作成フォーマットの記入用紙、型板、カメラ

その他：技術士会のビブス、自己紹介の為の名刺

2. 現地活動の時間と場所

時間及び場所は被災地自治体の指示に従う

3. 現地支援活動

- (1) 原則は他士業者と共に「よろず相談」を行う。そのため「よろず相談」の表示を黒板や大きな紙に書いて PR する。技術士会防災支援員は主として技術的な相談事に対応するが、被災者は技術士だから技術的相談を持ち掛けるとは限らない。受けた相談事は返事ができない場合、他の士業者や自治体関係者と相談して、遅くも翌日返答する。検討の結果回答できない場合は、「検討したが〇〇の理由で回答できない」旨返答する（ほったらかしは最悪）。

2014 年広島土砂災害時の広島県士業連絡会による被災者支援時の相談事例：

- ・災害復旧工事と所有地（技術士会対応）
- ・家屋に倒れかけた電柱の撤去（技術士会対応）
- ・借家退去時の敷金・礼金の返済（弁護士会・司法書士会対応）
- ・引越し運搬のための道路復旧（技術士会対応）
- ・要介護者の手続き（社会福祉会対応）

- (2) 防災支援員は技術的相談が主業務であるが、現実には一般ボランティアの受け入れ業務、一般ボランティアと同等の力仕事など依頼される可能性もあり、状況に応じて適切に対応する

- (3) 県支部フォーマットの記入用紙にその日の相談事と回答、その他活動内容を毎日記録する

- (4) 当日のリーダー役を決め、他士業や自治体に伝えておく

4. 防災支援員の要件・心がけ

(1) 事前知識

- ・当該自治体の防災組織やハザードマップ、災害救助法、また土砂災害ならば土砂災害法
- ・県支部防災研究会作成「被災者現地支援活動基礎知識 Q&A 61問」や余震に備える情報として「場所ごとの行動マニュアル」「家族で考える防災 Q&A」を事前通読する

- (2) 心がけ（静岡県ふじのくに防災士養成講座「阪神・淡路大震災における教訓」）

①防災に関係する人に求められる人物像

- ・「イメージーション」「状況判断」「迅速行動」が優れていること
- ・「指示待ち」「マニュアル」人間はだめ

②被災者に配慮した言動が必要

- ・被災者のプライバシー尊重
- ・カメラを向けない
- ・生死などについての言葉は禁句
- ・同情・哀れみの言葉は控えめに
- ・外部応援者同志の言動は慎重に

(3) 二次災害が起きる場合があり、防災支援員自身が巻き込まれない

(4) 退去時は後片付けを徹底し、関係者への挨拶を忘れない

以上

11. 一般支援活動（支援活動 A）防災支援員活動記録用紙

14/25

防 災 支 援 員 現 地 支 援 活 動 記 録

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

対象災害：

支援活動契機：

防災支援員（記録者）氏名：

同行防災支援員氏名：

現地への交通手段：

支援場所：

支援対象者：

支援日時：

本日の自治体対応：

本日の他士業等活動状況：

支援業務内容：

防 災 支 援 員 現 地 支 援 活 動 記 録

15/25

(記 入 事 例)

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

対象災害：20××年××月××日午後14時××分、静岡県××地域にマグニチュード8地震・津波が襲った。4日経つが本日もマグニチュード2の余震が一度有った。

支援活動契機：静岡県災害対策士業連絡会からの要請に基づく

防災支援員（記録者）氏名：▽▽ ○○

同行防災支援員氏名：××支援員、◎◎支援員、△△支援員 合計4名

現地への交通手段：◎◎支援員の自家用車に分乗、往復30km

支援場所：静岡県××市××地区××第一小学校体育館

支援対象者：同校に避難中の住民×××人、住宅破損・床上浸水などで避難している

支援日時：20××年××月××日 9時～17時

本日の自治体対応：××市役所防災課A課員が対応、1～2時間に一回見回りに来る程度

本日の他士業等活動状況：弁護士会、司法書士会、行政書士会など25名(技術士会を含む)。
「よろず相談」の垂れ幕を弁護士会が用意し、各士業が机を並べた。

支援業務内容：

午前：一般ボランティア100人が到着、市役所防災課A課員の要請で、技術士会防災支援員4名にて100人を被災家庭70軒への割り振り計画と、各家庭への案内作業を実施。家具散乱はすさまじく、高齢者家庭ではボランティアなしでは片付きそうにない。夕方片付け作業を確認し、A課員に報告、感謝された。A課員と住民の了解を得て、状況は10枚写真撮影した。

午後：被災者の質問に答えた

1. 自分の家屋に倒れかけた電柱は誰がいつ撤去するのか、電柱のために壊れた家の部分は補償してもらえるか（被災者Bさん）→ 市役所防災課につなぎ、明日返答してくれる
2. 住宅の床上浸水で小学生と中学生の学用品がダメになった、支援金はあるか（被災者Cさん）
→ 技術士会防災研究会資料「被災者現地支援活動基礎知識」ページ6の17項から「小学生4,100円、中学生4,400円補助されます。市役所防災課に連絡します」と回答
3. 今週で家に帰れると思うが、余震に備えるべきことは何か（被災者Dさん）
→ 技術士会防災研究会資料「場所ごとの行動マニュアル」「家族で考える防災Q&A」を見せポイントを示し、紙に書いて渡した
4. 被災者生活再建支援法とかいう法律があるようだが、申請の書き方がわからない(被災者Eさん)

→ 横に座っていた弁護士会の弁護士 F さんが、「自分が説明する」と言ってくれたので、F さん
にお願いし、自分も横で聞いて勉強した

技術士会として留意すべき事項

1. 丸一日の業務はかなりきついので、支援員は体調管理が大切
2. 秋とは言え、夕方はかなり冷え込む、ジャンパー持参を勧める
3. 被災者は技術問題だから技術士のビブスを着たところへ寄ってくるというわけではなく、何を聞かれるかわからない
4. 他士業や市役所の人との協業が重要
5. 防災研究会の資料 3 部は被災者との質疑応答に役立つので、携帯・通読を勧めたい

災害時における市民への復興まちづくりの助言
に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、災害時における市民への復興まちづくりの助言（以下「助言」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（助言の要請等）

第1条 甲は、静岡市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、助言を行うよう協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して助言を行う。

3 甲が、第1項の協力を要請することができる期間は、災害が発生した日から静岡市震災による被災市街地復興整備条例（平成20年静岡市条例第16号）第12条第1項に基づき甲が都市復興基本計画を策定し、公表する日までとする。

（助言の対象）

第2条 乙は、前条第1項の要請があったときは、甲が別に定める静岡市都市復興基本計画策定行動指針に基づき、静岡市内の町内会、自治会等が設立する「復興まちづくり協議会」に助言することとする。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣される乙の会員の人件費及び旅費を負担しない。

2 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会）

第4条 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な知識を提供するため、乙の会員に対し研修会を開催する。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、助言を行うことにより知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。助言の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、助言を行う乙の会員が当該助言を行うことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(細目)

第8条 助言に関する細目は、甲、乙協議の上、別途、甲が定めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年3月21日

静岡市葵区追手町5番1号

甲

静岡市長

田辺 信公



静岡県沼津市大岡2240番16号

株式会社 東日内（事務局）

乙

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

支部長

山下 久吉



公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定

公共土木施設に係る技術助言に関し、牧之原市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士を正会員とする乙と協定を結び、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを求めることを目的とする。

（助言の進め方）

- 第2条 甲は、助言を求める事象が発生した場合、乙に対し助言を求めることができる。また、必要に応じ履行場所を災害発生箇所等とすることができる。
- 2 乙は、あらかじめ甲の依頼に対応できる専門的知識や経験を有する乙の正会員から成る助言チームを設ける。助言チームから選任された担当技術士は、速やかに専門的な知見からの助言を行なうとともに、書面により助言内容及び報告を甲へ提出するものとする。
- 3 甲は、助言に伴う軽微な追加作業等についても助言チームと協議することができる。

（連絡体制）

- 第3条 助言チームは、前条第1項の要請に係る代表連絡者を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。
- 2 甲は、助言チームの代表連絡者に連絡体制を書面にて通知するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 第2条第1項の依頼に基づき助言を行なった場合、甲は担当技術士に対してその費用を支払うものとする。
- 2 助言に要する費用は、甲と助言チームが協議の上決定する。なお、履行場所の変更等により費用に変更があった場合には、甲と助言チームは協議の上決定する。

（有効期間）

- 第5条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、助言を行なった実績が優良な場合など、甲乙双方

に異存がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙どちらかの申し出があった場合には、双方協議の上この協定を解除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 履行場所が災害発生箇所等の特殊な条件下の場合、助言チームが甲の指示にない活動により第三者に及ぼした損害については、その状況を発生後速やかに書面により甲に報告するものとし、原則として全て助言チームの負担とする。その他やむを得ない場合は、甲と助言チームは協議しその処理解決にあたるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙および助言チームは、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第8条 甲は、助言チームが第1条第1項の依頼に基づき助言を行った内容に起因する損害に対して賠償を求めない。

(成果の取扱い)

第9条 甲の判断により助言等の成果を公表することができるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 実施運営上の細目については、甲乙協議の上、別途定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名、押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 11月 30日

甲 牧之原市長

西原茂樹



乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長

山下久志



大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害等の異常な天然現象により、静岡県内で大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、被災箇所の復旧に係る技術的な助言（以下「助言」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における、甲及び政令指定都市を除く静岡県内の市町（以下「市町」という。）の所管する河川、海岸、砂防（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）、道路、港湾、漁港及び公園等（以下「公共土木施設」という。）の被災箇所の復旧に関し、甲から乙に対して、高度な技術力を有する技術者からの助言を要請する場合に必要な事項を定め、もって被災箇所の迅速かつ適切な復旧を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 この協定に基づき乙が行う助言は、被災箇所の復旧に関する技術的な内容とする。

（助言要請）

第3条 甲は、災害の復旧に高度な技術を要する場合又は市町から甲に対して助言の要請があった場合、必要に応じて、乙に助言要請を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に助言要請を行うときは、河川砂防局土木防災課長（以下「助言要請機関」という。）が別に定める助言要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できることとするが、この場合も遅滞なく助言要請書を提出するものとする。

（助言承諾）

第4条 乙は、助言要請機関から要請を受けたときは、人材の状況を勘案し、助言承諾の可否を決定するものとする。

2 乙は、助言することを決定したときは、助言要請機関に対し別に定める助言承諾書を提出するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、助言要請機関（関係市町を含む。）に助言をしたときは、速やかに別に定める助言業務報告書を当該助言要請機関（関係市町を含む。）に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告できることとするが、この場合も遅滞なく助言業務報告書を提出するものとする。

（秘密保持）

第6条 乙は、助言業務従事中に知り得た情報及び内容全般について助言要請機関（関係市町を含む。）の許可なく他に漏らしてはならないものとする。

（責務）

第7条 乙は、被災箇所の復旧に係る総合対策に関する技術の研鑽に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請による乙の助言に要した費用については、助言要請機関（関係市町含む。）が負担するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者が、負傷、罹患又は死亡した場合の災害補償については、乙が加入する災害補償保険等により負担するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の連絡体制を定め確認するものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相互に報告し確認するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲及び乙がそれぞれの相手方に対して、文書により異議の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決めるものとする。

(事務局)

第13条 この協定に関する事務局は、甲においては静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課とし、乙については、日本技術士会中部本部静岡県支部とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年3月18日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長 平野 忠幸



(乙) 静岡県静岡市駿河区池田2316番2号

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

静岡県支部長 長嶋 滋孔



災害時における相談業務に関する合意書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害対策士業連絡会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者等を対象とした相談業務に関し、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な災害（以下「災害」という。）時に、県内市町から甲が要請を受け、その要請に基づき乙が静岡県内で実施する相談業務並びにこれに付随するニーズ調査及び被災者に対する情報提供活動（以下「相談業務等」という。）を円滑、迅速かつ効果的に行うための甲乙の取組について定めるものである。

（定義）

第2条 この合意において被災者とは、以下に定めるものであって相談業務等の支援活動が必要となった者をいう。

- （1）災害により被害を受けた県内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により県外から県内に避難した者
- （3）その他、甲及び乙が必要と認めた者

（平時の連携）

第3条 甲と乙は、相談業務等の重要性を相互に認識し、相談業務等が円滑、迅速かつ効果的に行えるように、災害発生前（以下「平時」という。）から緊密に連絡を取り合い、必要な協議を行う。

（甲の準備活動）

第4条 甲は、平時から、相談業務等の円滑な実施のため、県内市町に対して当合意書の締結について周知するとともに、県内市町の担当窓口把握に努める。

（乙の準備活動）

第5条 乙は、平時から、相談会のパンフレットを作成し、または学習会を開催するなど適宜の方法により、相談業務等に備えた準備を積極的に進める。

2 乙は、前項の準備活動の内容や成果を、適宜、甲に対し報告する。

(相談業務等における連携)

第6条 甲は、相談業務等において、乙と県内市町の連絡調整並びに相談会の会場確保及び広報に関して可能な範囲で協力する。

2 乙は、甲からの求めに応じ、相談業務等の状況を報告する。

(有効期間)

第7条 この合意の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この合意に定めのない事項及びこの合意に関して疑義が生じたときは、被災者の視点に立ち、甲と乙が協議をして定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成30年12月25日

甲 静岡県知事

川勝平太

乙 静岡県災害対策士業連絡会
会長

サトル
大和多 曉

防災支援員登録者リスト

[illegible]

*別途個人登録票あり